

介護報酬改定

入浴介助加算見直しへ

自立支援の取り組み評価

厚生労働省は15日に
社会保障審議会介護給
付費分科会を開き、通
所系、短期入所系サ
ビスの2021年度介
護報酬改定に向けた具
体的な論点を示した。
通所介護では入浴介助

加算について、単に利
用者の状態に合わせた
介助だけでなく、自宅
での自立やADL（日
常生活動作）の向上に
つなげる取り組みを評
価するよう見直す考え
だ。
入浴介助加算は事業
所の95%が算定してい
る。入浴の介助をする
ことのほか、利用者が
なるべく自分で入浴で
きるよう見守り、結果
的に身体介助をしなく
ても算定できることに
なっている。
事業所の中には、利
用者の自宅での入浴回
数を把握したり、個別
機能訓練計画に入浴に
関する項目を設けて取
り組んだりしている実
態があることから、厚
労省は、利用者の自立
につながるよう、入浴
介助の質をさらに高め
ていく仕組みを加算に
取り入れることを検討
する。
通所介護ではほか
に、生活機能向上連携
加算について、外部の
リハビリ専門職との連

携にビデオ通話などI
CT（情報通信技術）
の活用を認めることを
提案した。
個別機能訓練加算で
は、Ⅰ（主に身体機能）
とⅡ（主に生活機能）
で訓練の内容がほとん
ど変わらないことなど
から、人員配置要件や
訓練項目の見直しを検
討する。
両加算とも、利用者
が自立した日常生活を
送れるようにすることが
目的だが、算定率は
低調だ。
また、地域との交流
を積極的に行うため、
地域密着型通所介護と
同様に、地域との連携
に関する規定を運営基
準に設けることも提案
した。
通所リハビリの論点
には、リハビリ機能や
利用者のADLの維持
・改善などについてさ
らに評価することや、
算定率の低い社会参加
支援加算の要件を見直
すことなどを挙げた。
一方、短期入所に関
しては、施設併設型で

定員20人以上の場合に
求められる常勤看護職
員1人以上の配置につ
いて、一定の条件のも
と配置要件を見直すこ
とを検討する。条件に
は外部と連携すること
などが考えられる。
また、30日以上連続
利用のサービスに関す
る減算について、要支
援者の短期入所にも適
用することや、通所介
護と同様に生活機能向
上連携加算について、
外部のリハビリ専門職
との連携にICTを活
用することを検討す
る。
(榎戸新)